



長寿を祝い

敬老会開催

社会福祉協議会では、本年も町内在住の満七十五歳以上のお年寄りを松寿荘にお招きし長寿をお祝いするとともに益々の健康を祈念し敬老会を開催します。

該当者には、地区の民生委員さんを通じて案内申し上げます。

(日時)

。平成八年十月一日(火)

水房・中尾・羽一・羽二・羽三・森林園

。平成八年十月二日(水)

和泉・伊古・月輪・六軒

。平成八年十月三日(木)

下福田・上福田・山田・土塩

金婚夫婦を

お祝いします



今年も、敬老会において、金婚夫婦をお祝いいたします。

該当する方は、町の福祉協議会までご連絡下さい。

《対象となる方》

。昭和21年1月1日～昭和21年12月31日の間に婚姻し、今年で結婚50年を迎えるご夫婦。

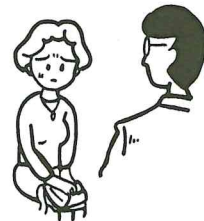
また、50年を経過して(休)

れまでにまだお祝いを受けていないご夫婦。
。原則として、町内に一年以上居住していること。
※ご連絡いただいた方について事務局で確認したのち該当者には追って連絡します。

。締め切り 平成8年9月5日(休)

社協では、毎月二回心配ごと相談所を開設しています。

相談所



なにかにこままっていることがあったらお気軽においで下

会員のみ受給できます

介護者手当支給事業

会員の家庭で身体上又は精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある老人及び障害者を介護している者に支給する事業です。

支給要件としては、

- 1、疾病、障害等により介護を要する状態が六ヶ月以上継続している老人等を自宅で介護していること。
- 2、常時他の介護がなければ食事ができない。
- 3、常時おむつ又は携帯用便器を使用していること。
- 4、三ヶ月以上継続して入院し

さい。みんなと話しをするだけでも気持ちが晴れるかもしれません。皆さんの悩みが少しでも解消できるよう、民生児童委員さんが親身になって相談に応じております。どんなことでも結構です。お気軽にご利用下さい。

開設日 毎月8日と18日
時間 午後1時から4時
場所 コミュニティセンター
内談話室
相談は秘密を守り無料です。

ている者の介護は対象になりません。
。支給については所得制限はありませんが、社会福祉協議会の会員でないと受給できません。

。申請

町の社会福祉協議会に申請用紙がありますので、該当する方は、民生委員さんを通じて申請の手続きをお願いします。申請に基づき調査の上、追って通知します。
。手当は月額二、〇〇〇円で支給月は九月・三月です。

車イス無料貸与



通院や自宅療養での介護等で一時的に車イスを必要とする場合、或いは、車イスを購入される方で購入までの期間、二ヶ月を限度に無料貸出しを行っております。

利用を希望される方は、社協備付けの申込み書によりお願いいたします。
申込みには印鑑が必要です。

編集後記

毎日暑い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、社協だより第13号をお届けします。

今回は、予算・決算を中心に会員募集結果もあわせて掲載しました。

今後ともご指導とご協力をお願い申し上げます。